の九十第一項各号並びに前項各号に掲げる者をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となつた売買の取引金額を含む。以下この号において「仕入取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者以外の者との間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

二　銀行業　当該各事業年度の受入利息の合計額のうちに当該受入利息で関連者以外の者から受けるものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度の支払利息の合計額のうちに当該支払利息で関連者以外の者に対して支払うものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

三　信託業　当該各事業年度の信託報酬の合計額のうちに当該信託報酬で関連者以外の者から受けるものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

四　金融商品取引業　当該各事業年度の受入手数料（有価証券の売買による利益を含む。）の合計額のうちに当該受入手数料で関連者以外の者から受けるものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

五　保険業　当該各事業年度の収入保険料の合計額のうちに当該収入保険料で関連者以外の者から収入するもの（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。）の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

六　水運業又は航空運送業　当該各事業年度の船舶の運航及び貸付け又は航空機の運航及び貸付けによる収入金額の合計額のうちに当該収入金額で関連者以外の者から収入するものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

七　物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。）　当該各事業年度の航空機の貸付けによる収入金額の合計額のうちに当該収入金額で関連者以外の者から収入するものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

次に掲げる取引は、外国関係会社と当該外国関係会社に係る関連者との間で行われた取引とみなして、前項各号の規定を適用する。

一　外国関係会社と当該外国関係会社に係る関連者以外の者（以下この項において「非関連者」という。）との間で行う取引（以下この号において「対象取引」という。）により当該非関連者に移転又は提供をされる資産、役務その他のものが当該外国関係会社に係る関連者に移転又は提供をされることが当該対象取引を行つた時において契約その他のものにより当該外国関係会社に係る関連者との間で行われた取引（以下この号において「関連取引」という。）により当該非関連者に移転又は提供をされる資産、役務その他のものが当該外国関係会社との間の取引（以下この号において「対象取引」という。）により当該外国関係会社に移転又は提供をされることが当該対象取引を行つた時において契約その他のものにより当該外国関係会社に係る関連者との間で行われた取引とみなして、前項各号の規定を適用する。

二　外国関係会社に係る非関連者との間で行う取引（以下この号において「先行取引」という。）により当該非関連者に移転又は提供をされる資産、役務その他のものが当該外国関係会社に係る非関連者と当該外国関係会社との間の取引（以下この号において「対象取引」という。）により当該外国関係会社に移転又は提供をされることが当該先行取引を行つた時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合における当該対象取引

外国関係会社（第十一項第一号に掲げる事業を主たる事業とするものに限る。以下この項において同じ。）が統括会社に該当する場合における前二項の規定の適用については、同号及び前項に規定する関連者には、当該外国関係会社に係る外国法人である被統括会社を含まないものとする。

法第四十条の四第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定める水域は、同号ハ(2)に規定する本店所在地国に係る内水及び領海並びに排他的経済水域又は大陸棚に相当する水域とする。

法第四十条の四第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定める場合は、外国関係会社の各事業年度において行う主たる事業（同号イに規定する事業持株会社にあつては、統括業務。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合とする。

一　不動産業　主として本店所在地国にある不動産（不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。）の売買又は貸付け（当該不動産を使用させる行為を含む。）、当該不動産の売買又は貸付けの代理又は媒介及び当該不動産の管理を行つている場合

二　物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）　主として本店所在地国において使用に供される物品の貸付けを行つている場合

三　製造業　主として本店所在地国において製品の製造を行つている場合（製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与していると認められる場合として財務省令で定める場合を含む。）

四　第十一項各号及び前三号に掲げる事業以外の事業　主として本店所在地国において行つている場合

法第四十条の四第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合において、法人が被統括会社に該当するかどうかの判定については当該法人に対して統括業務を行う外国関係会社の各事業年度終了の時の現況によるものとし、外国関係会社が統括会社に該当するかどうかの判定については当該外国関係会社の各事業年度終了の時の現況によるものとする。

第二十五条の二十の見出し中「特定外国子会社等の」を削り、同条第一項中「第四十条の四第二項第四号」を「第四十条の四第二項第四号」に、「同条第一項に規定する特定外国子会社等（を」外国関係会社（同項第一号に規定する外国関係会社をいい、同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）に改め、「並びに次条第一項及び第三項」を削り、「「特定外国子会社等」という」を「同じ」に改め、同条第二項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「（本店所在地国若しくは本店所在地国以外の国若しくは地域の地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税（これらの国若しくは地域又はこれらの国若しくは地域の地方公共団体により課される法人税法施行令第百四十一条第二項各号に掲げる税を含む。）及びこれに附帯して課される法人税法第二条第四十一号に規定する附帯税（利子税を除く。）に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第四十条の四第二項第二号」を「第四十条の四第二項第四号」に改め、同条第三項中「係る特定外国子会社等」を「係る外国関係会社」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第四号」に改め、同項第一号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に、「この号」を「この項」に改め、「法第四十条の四第一項に規定する」及び「（以下この節において「課税対象金額」という。）」を削り、同項第二号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に改め、同条第四項第一号中「特定外国子会社等の国若しくは地域又はこれらの国若しくは地域の地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税（これらの国若しくは地域又はこれらの国若しくは地域の地方公共団体により課される法人税法施行令第百四十一条第二項各号に掲げる税を含む。）及びこれに附帯して課される法人税法第二条第四十一号に規定する附帯税（利子税を除く。）に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。以下この節において同じ。）」を削り、「第四十条の四第二項第二号」を「第四十条の四第二項第四号」に改め、同条第三項中「係る特定外国子会社等」を「係る外国関係会社」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第四号」に改め、同項第一号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に改め、同号ロ中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同号ハ及びニを削り、同項第二号中「特定外国子会社等の配当可能金額」を「外国関係会社の配当可能金額」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に改め、「（株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この節及び次節において同じ。）又は出資をいう。以下この節において同じ。）」及び「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額（以下この節において「」を削り、「」という。）のうち」を「のうち」に、「法第四十条の四第一項に規定する請求権（以下第二十五条の二十三までにおいて「請求権」という。）の内容が異なる株式等又は実質的に請求権の内容が異なると認められる株式等（次条第二項並びに第二十五条の二十三第一項及び第五項において「請求権の内容が異なる株式等」という。）」を「請求権の内容が異なる株式等」に、「請求権に」を「請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に」に改め、同条第五項中「第四十条の四第二項第二号」を「第四十条の四第二項第四号」に、「、特定外国子会社等」を「、外国関係会社」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等（法第六十六条の六第一項又は第六十